

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税の更正の請求に対する更正すべき理由がない旨の通知処分取消請求控訴事件

国側当事者・国(市川税務署長)

平成22年2月25日棄却・上告

(第一審・千葉地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年7月24日判決、本資料259号-136・順号11249)

判	決
控訴人	甲
被控訴人	国
代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	市川税務署長 和田 義昭
指定代理人	倉持 俊宏
同	嶺山 登
同	信本 努
同	高橋 理和子
同	永瀬 満

#### 主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

#### 事 実 及 び 理 由

##### 第1 当事者の求めた裁判

###### 1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 処分行政庁(市川税務署長)が控訴人に対して平成20年2月29日付けでした控訴人の平成18年分所得税の更正の請求について「更正の請求に理由がない旨の通知(市所特●●号)」による棄却処分を取り消す。

###### 2 控訴の趣旨に対する答弁

主文同旨

##### 第2 事案の概要

- 1 (1) ア(ア) 控訴人の平成18年分の総所得金額は194万8972円であった。  
(イ) 平成18年法律第10号による改正(以下「本件所得税法改正」という。)により、所得金額が195万円以下の場合、それまで10%であった所得税の税率が平成19年分以後は5%となった。

また、平成18年法律第7号による改正(以下「本件地方税法改正」といい、本件所得

税法改正と併せて「本件税率改正」という。)により、所得金額が195万円以下の場合、それまで合計5%であった道府県民税及び市町村民税(以下、併せて「住民税」という。)の所得割の税率が平成19年度以後は合計10%となった。

したがって、所得金額が195万円以下の場合の所得税及び住民税の所得割の税率の合計は、平成17年分以前及び平成19年分以後の所得については15%であるのに対し、平成18年分の所得に限り20%となった。(原判決第2の1、別紙参照)

イ 本件は、控訴人が、平成18年分の所得税の税率が10%となっているのは国から地方公共団体へ税源を移譲するという本件税率改正の趣旨に反し、二重課税に当たり憲法に違反するから、本件所得税法改正の後の税率である5%を適用すべきであるとして、控訴人の平成18年分の所得税について処分行政庁(市川税務署長)に更正の請求をしたところ、処分行政庁が平成20年2月29日付けで「更正の請求に理由がない旨の通知(市所特●●号)」による棄却処分(以下「本件処分」という。)をしたので、その取消しを求めた事案である。

(2) 原審は、租税立法については、国政全般からの総合的な政策判断と課税要件等を定める際の専門技術的な判断が必要とされるため、立法府の政策的及び技術的な判断に委ねるほかなく、その判断に裁量の逸脱濫用があるときにはじめて憲法違反になり得るところ、平成18年分の所得に対する所得税の税率を改正しなかったことが立法府の裁量の逸脱濫用には当たらず、本件処分は適法であるとして、控訴人の請求を棄却したので、控訴人が、これを不服として控訴した

2 関係法令の定め、前提事実、争点及び争点に対する当事者の主張は、以下のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中、第2の1ないし4に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決2頁末行のかっこ内の「平成19年」を「平成18年」に改める。
- (2) 同3頁15行目の「7条」を「7号」に改める。
- (3) 同4頁6行目の「道府県民税」を「市町村民税」に改める。
- (4) 同4頁7行目の「7条」を「7号」に改める。
- (5) 同5頁4行目の「とする」の次に「賦課決定をし、その旨の」と加える。
- (6) 同5頁19行目の「18日」を「16日」に改める。
- (7) 同6頁10行目から同16行目までを次のとおり改める。

「そのため、所得金額195万円以下の所得に対する所得税と住民税の所得割の税率は、平成17年分以前(所得税の税率10%及び住民税の所得割の合計税率5%)も、平成19年分以後(所得税の税率5%及び住民税の所得割の合計税率10%)も、いずれも合計15%であるのに対して、平成18年分は、合計20%(所得税の税率10%及び住民税の所得割の合計税率10%)であり、国から地方公共団体に税源として移譲された5%分の所得に二重に課税する結果となっており、憲法29条に反して財産権を侵害するものである。したがって、控訴人の更正の請求は認められるべきである。」

### 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の本件請求は理由がないものと判断する。その理由は、次のとおりである。

- (1) 控訴人は、平成18年分の控訴人の所得に対して、所得税の税率を10%として課税することは、国から地方公共団体に税源移譲された税率5%分について二重に課税する結果となる

旨主張する。控訴人に対する平成18年分の所得税の賦課処分が二重課税に当たると控訴人が主張する趣旨は必ずしも明確ではないものの、控訴人は、国が地方公共団体へ税源を移譲することとしたにもかかわらず、適時に必要な所得税法の改正をせず、平成18年分の所得税の賦課に当たり本件所得税法改正の前の10%の税率を適用したため、国から地方公共団体に税源移譲された税率5%分について所得税と住民税とを二重に課税される結果となったとして、平成18年分の所得税の賦課処分が控訴人の財産権を侵害し、憲法29条に反すると主張しているものと解される。

ところで、租税は、国家の財政需要を充足するという本来の機能に加え、所得の再分配、資源の適正配分、景気の調整等の諸機能をも有しており、国民の租税負担を定めるについて、財政・経済・社会政策等の国政全般からの総合的な政策判断を必要とするばかりでなく、課税要件等を定めるについて、極めて専門技術的な判断を必要とすることも明らかであるから、租税法の定立については、国家財政、社会経済、国民所得及び国民生活等の実態についての正確な資料を基礎とする立法府の政策的、技術的な判断に委ねるべきであり、裁判所は、基本的にはその裁量的判断を尊重するのが相当である（最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号同60年3月27日大法廷判決・民集39巻2号247頁、最高裁昭和●●年（〇〇）第●●号平成4年12月15日第三小法廷判決・民集46巻9号2829頁参照）。そして、租税法の定立について立法府の政策的、技術的な裁量的判断を基本的に尊重する以上、その判断が政策的、技術的な裁量の範囲を逸脱し、著しく不合理なものとなる場合でない限り、憲法に反することにはならないと解するのが相当である。

ところで、証拠（乙2、3）及び弁論の全趣旨によれば、本件税率改正は、平成15年6月の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」の閣議決定を受けて、その後、政府税制調査会などでの検討を踏まえて実施されたものであること、本件税率改正は、国から地方公共団体に対して3兆円規模の本格的な税源移譲を実施することを目的としたものであったこと、本件税率改正に当たっては、納税者の税負担を極力変動させないとの考え方を基本として、個人住民税及び所得税の役割分担の明確化を図るという観点から個人所得課税の見直しを実施したこと、具体的には、個人住民税については、応益性や偏在度の縮小という観点から税率を10%にフラット化したことであり、また、所得税については、①所得再配分機能が適切に発揮されるよう最低税率を5%に引き下げるとともに、最高税率を40%に引き上げることにより、より累進的な税率構造を構築したこと及び②税率の設定に当たっては、個々の納税者の税負担を極力変動させないという観点から、個人住民税の適用課税所得を所得税の適用課税所得に置き換えた上で、適用される合計税率に基本的に変動がないように設定したことであったことを認めることができる。

以上によれば、本件税率改正ないし本件所得税法改正についての立法府の判断が政策的、技術的な裁量の範囲を逸脱するもので、著しく不合理なものであるとはいふことができない（なお、所得税と住民税とは、そもそも別の制度である上、税額の確定時期、徴収及び納付の時期及び方法等が異なっているのであるから、本件所得税法改正と本件地方税法改正とが同一の時期に施行されなかったからといって著しく不合理なものであるとはいふことはできない。）。そして他に、本件税率改正ないし本件所得税法改正についての立法府の判断が政策的、技術的な裁量の範囲を逸脱するもので、著しく不合理なものであると認定判断するに足る事実の主張立証はない。

(2) 以上によれば、平成18年分の所得税の算定に当たり適用される税率は本件所得税法改正前の所得税法89条所定の税率（税源移譲前の税率）ということになる。そして、これに基づき算定した控訴人の平成18年分の所得税は、原判決別紙記載のとおりであり、その納付すべき税額は、本件修正申告に係る税額と一致する（原判決4頁・前提事実(1)）から、控訴人の更正の請求には理由がなく、本件処分は適法というべきである。

2 よって、控訴人の本件請求は理由がないから棄却すべきところ、これと結論において同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第16民事部

裁判長裁判官 奥田 隆文

裁判官 加藤 就一

裁判官 黒津 英明